

平成28年度 健康福祉課 事務報告



戸籍係
福祉係
保健衛生係
地域包括支援センター

平成28年度戸籍係事務報告

戸籍・住民登録事務は、住民に関する記録を行う事務で、住民の身分関係を公証する唯一の制度である。個々の利便を図ることは勿論、国、地方公共団体等の行政施策上、地方自治の基礎をなすものとして、重要な役割を果たすものであり、それに基づき事務を遂行する一方、届出人に対する適切な指導と親切丁寧な対応が大切であり、なおかつプライバシーの保護に十分留意しながら日々研修を積みスムーズな戸籍・住民登録事務ができるように努めている。

また、平成27年度から個人番号利用開始に伴うマイナンバーカードの交付事務が加わり、特定個人情報の管理保護に留意しながら事務を行っている。

なお、平成28年度の概要は、次のとおりである。

1. 戸籍関係

本籍数 2,368戸籍〔対前年度△21件〕(平成29年3月31日現在)

本籍人口 5,584人〔対前年度△90人〕(平成29年3月31日現在)

(1) 戸籍届書取扱件数 (平成28年4月1日～平成29年3月31日)

出生	50件	法第77条の2	2件	転籍	21件
国籍留保	1件	親権	0件	戸籍訂正	6件
認知	0件	死亡	83件	追完	0件
養子縁組	7件	復氏	0件	その他	1件
養子離縁	3件	姻族関係終了	0件	不受理申出	0件
法第73条の2	0件	入籍	17件	計	277件
婚姻	66件	分籍	0件	新戸籍編製	34件
離婚	19件	氏の変更	1件	戸籍消除	55件

※上記表中、新戸籍編成及び戸籍消除件数は合計に含まない。

(2) 戸籍、除籍、原戸籍謄本抄本交付件数

種別	有料件数	無料件数	金額
戸籍謄抄本	733件	224件	329,850円
除籍、原戸籍謄抄本	760件	491件	570,000円
受理証明、その他	7件	0件	2,450円
合計	1,500件	715件	902,300円

2.住民基本台帳事務関係

(1) 住民登録届出件数

転入	82件	転居	34件
転出	118件	世帯主変更	53件

(2) 住民票等抄本交付件数

種別	有料件数	無料件数	金額
住民票謄抄本	1,465件	256件	439,500円
戸籍の附票謄抄本	97件	150件	29,100円

(3) 「住民基本台帳の閲覧等の制限の申出者に対する支援措置」申出人数

支援措置を行っている者	3人
併せて支援措置を行っている者	2人

3.人口動態関係事務

(1) 世帯数人口の異動状況

種別	世帯数	男	女	総人口
平成29年3月末日	1,215戸	1,675人	1,878人	3,553人
平成28年3月末日	1,220戸	1,708人	1,903人	3,611人

(2) 人口動態調査票作成件数

出生	29件	婚姻	14件	死産	0件
死亡	49件	離婚	6件		

4.印鑑登録事務関係

印鑑登録は、印影により個人を証明する制度であり、新規で印鑑登録を行う場合、偽造被害を防ぐため大量生産されて同一の印影が多数存在されると思われる物（三文判等）は登録できない旨を説明したうえで、十分に確認しながら登録事務に努めた。

印鑑登録証明書の発行枚数は、平成28年度844枚（うち公用無料13枚）、登録件数は100件であった。印鑑登録人口は2,375人（うち外国人1人含む）（平成29年3月31日現在）である。

5. 中長期在留者住居地届出事務関係

平成24年7月9日の外国人登録制度の廃止及び住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となり、日本人と同様に住民票が作成された。平成28年度中の該当事務は1件であった。

6. 旅券事務関係

県から市町村への権限移譲により、旅券（パスポート）の申請と交付の窓口が市町村役場窓口で実施できることとなった。本村では平成22年6月1日より旅券事務を開始しており、平成29年3月31日現在で総計241件（うち、平成28年度は20件）の旅券の交付を行っている。

7. 社会保障・税番号関係

平成28年1月1日から社会保障・税番号制度が施行されたことに伴い、個人番号（マイナンバー）カードの交付事務を行っている。

平成27年11月下旬から個人番号通知カードが全住民に簡易書留で発送されており、保管期限が過ぎたものや、あて所なしのものは市町村にて保管し、随時引渡しを行っている。返戻件数は143件、未受領件数は16件（平成29年3月31日現在）となっている。

また、個人番号（マイナンバー）カードの交付については、申請件数472件、交付枚数340枚（平成29年3月31日現在）となっている。個人番号は特定個人情報となるため、本人確認等の一層の厳密な取扱いが必要である。

8. その他

人権擁護委員による人権相談を実施している。年4回特設人権相談所を開設するほか、広報啓発等、人権思想の普及高揚を図った。なお、特設人権相談時には、行政相談員との合同相談所を開設している。

現在本村の法務大臣委託の人権擁護委員は下記の二人の方である。

中村 智代正氏 6期目

犬童 美津子氏 1期目

	開催年月日	開催場所
1	平成28年 6月 1日 (水)	山江村福祉保健センター 健康の駅
2	平成28年 9月 9日 (金)	
3	平成28年12月 5日 (月)	
4	平成29年 2月10日 (金)	

平成28年度 福祉係事務報告

現在、日本では急速な高齢化と同時に、少子化が進み、人口構造に大きな変化が起きている。2050年には、高齢者1人をほぼ1人の現役世代が支える「肩車」型の社会になることが見込まれている。また、家族のあり方も変容を遂げ、三世同居の減少と高齢独居世帯の増加により、核家族化や地域のつながりの希薄化が進み、子育て環境にも変化を及ぼしている。

このような状況の中、国においては、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心という現在の社会保障制度を見直し、「全世代対応型」の社会保障制度への改革が進められている。

このような改革の趣旨に鑑み、本村においても、住民が求めるニーズを的確に把握し、社会の変化に対応した福祉サービスを提供する必要がある。

1. 民生委員・児童委員関係

民生委員・児童委員は、それぞれの地域において高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見のほか、在宅サービスの提供を社会福祉協議会等と連携を図りながらその解決に向けた取り組みの中心的な役割を果たしている。また、小学生との交流事業を実施するなど、地域の身近な存在として民生委員・児童委員のPR活動にも熱心に取り組まれている。

平成28年12月1日付けで民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、厚生労働大臣から委嘱された新しい民生委員・児童委員及び主任児童委員が決まった。2名増となり、現在、民生委員・児童委員16名、主任児童委員2名の計18名で山江村民生委員・児童委員協議会を構成し、定例会や研修会等を通じて、情報の共有や知識の習得を図っている。

○民生委員・児童委員

任期（H28.12.1～H31.11.30）

担当区	氏名	就任年月日	満了年月日
1	迫田洋子	平成22年12月1日	平成31年11月30日
2	平山篤雄	平成28年12月1日	平成31年11月30日
3	谷川正一郎	平成28年12月1日	平成31年11月30日
4	山口實	平成28年12月1日	平成31年11月30日
5	中村征生	平成16年12月1日	平成31年11月30日
6	稲留和子	平成28年12月1日	平成31年11月30日
7	吉川和子	平成25年12月1日	平成31年11月30日
8	赤坂恵子	平成25年12月1日	平成31年11月30日
9	田頭伊津代	平成22年12月1日	平成31年11月30日

10	吉村哲男	平成28年12月1日	平成31年11月30日
11	尾方洋子	平成25年12月1日	平成31年11月30日
12	平山春香	平成25年12月1日	平成31年11月30日
13	豊永久満	平成28年12月1日	平成31年11月30日
14	土屋一喜	平成28年12月1日	平成31年11月30日
15	谷川安照	平成25年12月1日	平成31年11月30日
16	平川恵	平成28年12月1日	平成31年11月30日
主任児童委員	谷川睦子	平成22年12月1日	平成31年11月30日
主任児童委員	坂田妃美	平成19年12月1日	平成31年11月30日

2. 生活保護関係

生活に困窮する者に対して、他の法律や制度による支援が受けられない、または、受けても生活が困窮する場合に、最低限度の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、福祉事務所並びに民生委員の協力を得ながら、その自立の助長に努めた。また、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行され、山江村社会福祉協議会に相談支援員を1名配置している。

- ・生活保護世帯 11世帯（住所地特例者除く）(H29.3.31現在)

3. 援護関係

戦後70周年を迎え、村遺族会への支援及び遺族会事業（慰霊祭）の協力を行っている。

- ◆慰霊祭及び遺族会総会：平成28年4月16日（土） 高寺院

※熊本地震のため中止

- ◆遺族会補助金：36,000円（H28年度）

また、平成27年度から戦後70周年にあたり、国として改めて弔慰の意を表するため、第10回特別弔慰金の支給を行う。

※特別弔慰金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）に基づき支給されるもの。

- ◆請求期間：平成27年4月1日～平成30年4月2日（3年間）

- ◆第10回特別弔慰金請求受付件数：56件（H29.3.31時点）

4. ひとり親福祉関係

ひとり親世帯は現在でも増加傾向にあるため、ひとり親家庭等の福祉を図ることを目的に、児童扶養手当の手続きや医療費の助成を行った。平成22年8月からは、手

当の受給資格が父子家庭まで拡充されている。

○児童扶養手当 受給者数…54名

【手当額】※所得に応じて手当額は変動する。

区分	全部支給	一部支給（所得制限による）
対象児童1人のとき	42,330円	42,320円～9,980円
対象児童2人のとき（加算）	10,000円	9,990円～5,000円
対象児童3人以上のとき （3人目以降の加算）	6,000円	5,990～3,000円

○ひとり親家庭等医療費助成事業（村補助率：自己負担額の2/3・県1/2）

・受給資格者証交付者数…60名 ・医療費助成総額…859,700円

5. 老人福祉関係

本格的な超高齢社会を迎え、高齢者世帯や独居世帯が増加している中、国・県はもとより本村でも高齢者にとって安心して住みやすい地域環境を醸成するため各種事業を展開した。

特に、要介護状態にならないよう介護予防・生活支援事業を推進し、福祉・医療・保健の連携を図りながらその対策に努めた。

（1）老人福祉事業

○老人クラブ連合会育成事業助成金（会員数459名） 478,616円

○単位老人クラブ助成金（14単位） 500,200円

○老人クラブ特別事業助成金 105,184円

○シルバー人材センター助成金（会員数35名） 1,500,000円

○山江村鶴さん亀さん応援手当 基本額…5,000円

独居世帯…5,000円加算、70歳以上のみの世帯…世帯に2,000円加算

（対象：4月1日時点で70歳以上で本村に引き続き1年以上居住している者）

支給件数：574件

（2）在宅福祉事業

○緊急通報装置貸与事業（対象：65歳以上の独居者等）

・緊急通報装置利用者数 22名

（ALSOK11名、キューネット11名）H29.3.31現在

・利用料総額 922,081円

○介護予防・生活支援事業

山江村社会福祉協議会委託料総額 8,221,881円

・配食サービス事業（40名） 3,354回（利用延回数）

（週3回、1食200円）単価630円

・軽度生活援助サービス事業（21名） 853回（ ” ）

（日常生活援助、週2回210円/h）単価2,100円/h

- ・外出支援サービス事業（47名） 1,769回（ 〃 ）
（タクシー、リフト付き専用車 月20回 利用料の1割負担）
- ・寝具洗濯・乾燥・消毒サービス事業（26名） 6回（ 〃 ）
（布団・寝具等の衛生管理）
- ・生きがい対応型デイサービス事業（64名） 1,221人（利用延人数）
（週1回「ほたる」にて生きがい活動）
1～5区（水）6～12区（木）13～16区（火）

○訪問理美容サービス事業

- ・利用券交付者数 16名 ・サービス利用料総額 55,000円

（3）施設福祉事業

○養護老人ホーム

- ・入所者数 聖心老人ホーム…3人、延寿荘…3人（平成29年3月31日現在）
- ・老人保護措置費総額 11,856,445円
- ・自己負担額 2,583,300円

6. 地域見守りネットワーク事業

少子高齢化が急速に進展する中で、高齢者の孤独死や老老介護、悪徳商法被害等様々な問題が増加している。

本村においても高齢化率が約32%となり、独居及び高齢者世帯は約4件に1件の割合であることから、地域での見守り、声かけ等の対策が重要となっている。

そのような現状を踏まえ、村内全地区で地域見守りネットワークが構築され、各地区において活動を展開している。訪問体制や活動内容については各地区で工夫されており、定例会、班体制での訪問、各地区寄合等を行い、地域高齢者の安否や日常生活の確認等を実施している。

今後も災害時支援や公的サービスへの結びつけなど、地域における見守り体制の醸成を図りつつ、誰もが安心して暮らしていける地域づくりを目指し、活動を展開していく。

【平成29年3月31日現在】

- ・対象世帯：202世帯（241名）
- ・見守り協力員：224名
- ・お元気ボタン利用世帯：16戸

7. 三障がい者福祉関係

平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法では難病が障がいの定義に新たに追加された。これらに基づき、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための福祉サービスを提供している。

【手帳所持者数】

- 身体障害者手帳 215人

- 療育手帳（知的障害者手帳） 44人
- 精神障害者保健福祉手帳 25人

【支援事業】

- 山江村身体障がい者福祉連絡協議会助成事業 130,000円
（会員123名）
- 障がい者福祉年金支給事業（入院及び施設入所を除く障害手帳所持者）
5,000円×174名＝870,000円
- 障がい福祉サービス給付事業（38名）
自己負担原則1割（国1/2・県1/4） 115,370,525円
- 障がい者医療費給付事業（療養介護：医療を必要とする障がい者）
自己負担原則1割（国1/2・県1/4） 352,756円
- 重度心身障がい者医療費助成事業（身体1.2級、知的A1.A2、精神1級）
自己負担（入院外1,020円、入院2,040円）県1/2
8,863,555円
- 身体障がい者（児）補装具費給付事業（車椅子、補聴器、装具購入修理）
自己負担原則1割（国1/2・県1/4） 315,437円
- 地域生活支援事業（紙おむつ、運尿袋、日中一時支援等）
自己負担原則1割（国1/2・県1/4） 507,150円
- 自立支援医療（育成）給付事業（国1/2・県1/4） 151,076円
身体障がい児に対する生活能力を得るための治療に対する医療給付
（18歳未満）
- 自立支援医療（更生）給付事業 808,624円
身体損傷による治療を治癒した身体障がい者に対し、日常生活を容易にする
ための医療給付・人工透析等（18歳以上）
自己負担原則1割（透析：10,000円、5,000円）

○山江村第2期障がい者計画策定業務委託

委託業者	委託業務名	契約額	履行期間
(株)ジャパン総研インターナショナル総合研究所	山江村第2期障がい者計画策定業務	2,268,000円	H28. 8. 2 ～ H29. 3. 31

8. 介護保険事業関係

介護保険制度は、介護が必要となっても住み慣れた地域や住まいで自らサービスを選択し、自らの能力を最大限発揮して、尊厳のある自立した生活を送りたいと思う高齢者のニーズに応える制度として平成12年度に施行された。

また、要介護者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、平成24年5月から小規模多機能型居宅介護事業所（地域密着型サービス）の開設がされた。年々

利用者は増加傾向にあり、次期計画では施設の整備を検討する必要がある。

(平成29年3月末現在)

- (1) 第1号被保険者 1, 175人
- (2) 要介護(要支援)認定者数(第1号被保険者) 182人
(第2号被保険者) 3人
- (3) 居宅介護(介護予防)サービス受給者数 95人
- (4) 地域密着型介護(介護予防)サービス受給者数 20人
- (5) 施設介護サービス受給者数 40人
 - ・介護老人福祉施設 17人
 - ・介護老人保健施設 18人
 - ・介護療養型医療施設 5人
- (6) 第1号被保険者保険料基準額 5, 900円
- (7) 介護保険料収納額(現年+過年) 71, 581, 630円
- (8) 介護給付費(居宅、施設等) 360, 979, 179円
- (9) 介護認定状況(平成29年3月末現在)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
3	13	23	51	40	35	20	185

(10) 平成28年度介護保険料収納状況

(単位:円・%)

調定額	収納額	不能欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数	
現年度分	71, 986, 890	71, 436, 920	0	549, 970	99.2	19
特徴	66, 182, 210	66, 182, 210	0	0	100.0	0
普徴	5, 804, 680	5, 254, 710	0	549, 970	90.5	19
滞納繰越分	1, 174, 648	144, 710	0	1, 029, 938	12.3	15
計	73, 161, 538	71, 581, 630	0	1, 579, 908	97.8	

(11). 一般会計繰入金

- ・介護給付費繰入金 49, 471, 250円(給付費の12.5%)
- ・事務費繰入金 5, 995, 000円
- ・事業費繰入金(地域支援事業補助対象外分)
3, 388, 000円
- ・介護予防事業繰入金 456, 000円(事業費の12.5%)
- ・包括・任意事業繰入金 1, 426, 000円(事業費の19.75%)
- ・低所得者保険料軽減繰入金 877, 920円
- 合計 61, 614, 170円

9. 家族介護者支援事業

在宅介護を推進するためには、要介護者に対する支援のみならず、併せて、介護者に対する支援も必要である。そこで、介護に携わる家族介護者に対して、身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、経済的な支援を実施した。

○在宅介護手当(要介護3～5の高齢者を自宅にて月20日以上介護している方)

【平成28年度実績】

平成28年4月～平成28年7月分	29人	1,070千円
平成28年8月～平成28年11月分	28人	890千円
平成28年12月～平成29年3月分	28人	980千円
合計		2,940千円

○在宅介護リフレッシュ事業

【平成28年度実績】

第1回 リラクゼーション（マッサージ体験等）（参加人数14人）	
第2回 第1回お出かけ（参加人数15人）	
第3回 龍生園施設見学（参加人数21人）	
第4回 体操「足のラクラク体操」（参加人数18人）	
第5回 講話「腸内環境について」（参加人数18人）	
第6回 第2回お出かけ（参加人数14人）	合計 458,072円

10. 児童福祉関係

児童福祉では、児童手当の支給事務、要保護児童への対策、保育所入所事務等を行っている。また、子どもの出産を奨励する目的として「赤ちゃん祝金」を支給している。村内学童クラブについては、保護者の就労状況が多様化する中で、放課後や長期休暇中における児童の安全確保の観点から、年々、需要が高まり利用者は増加傾向にある。

今年度より子ども・子育て支援新制度が始まり、更なる子育て支援サービスの充実に取り組む必要がある。昨年度策定した山江村子ども・子育て支援事業計画（5カ年計画）に基づき、事業を行っていく。

(1) 児童手当関係

・3歳未満	15,000円
・3歳以上小学生（第1子・第2子）	10,000円
（第3子以降）	15,000円
・中学生	10,000円

○費用負担

被用者（社会保険被保険者）（児童手当：0歳～3歳未満のみ）

- ・事業主 7/15、国 16/45、県 4/45、市町村 4/45
- ・公務員 所属庁 10/10
- ・上記以外 国 2/3、県 1/6、市町村 1/6

区 分	被用者 (H29.2月時点)	非被用者 (H29.2時点)	総支給額 (円)
受給者	218	53	/
0～3歳未満	54	18	
3歳以上小学校修了前	288	71	
第1子・第2子	217	48	
第3子以降	71	23	
小学校修了後中学校修了前	89	17	
合 計	431	106	

(2) 子ども・子育て支援新制度関係

○施設型給付費・委託費給付実績

- ・負担率 (国：1/2、県1/4)
- ・補助率 (県1/2) ※地方単独費用部分に対する補助

【1号認定】

施設区分	利用施設数 (箇所)	利用者数 (延べ人数：人)	給付実績 (円)
幼保連携型認定 こども園	2	36	6,590,810

【2・3号認定】

施設区分	利用施設数 (箇所)	利用者数 (延べ人数：人)	給付実績 (円)
幼保連携型認定 こども園	2	36	3,948,420
幼稚園型認定こ ども園	0	0	0
保育所	11	2,294	220,611,520
村内	3	1,997	194,224,200
広域	8	297	26,387,320

○子ども・子育て支援事業

・補助率（国：1／3、県1／3）

事業名	運営	実施 個所数	実績額（円）	備考
利用者支援事業	直営	1	1,840,229	
放課後児童健全育成事業	補助	3	10,438,016	章鹿倉学童クラブ 山江保育園学童クラブ まえ学童クラブ
乳児全戸訪問事業	直営	1	66,631	
延長保育事業	補助	3	934,400	章鹿倉保育園 山江保育園 万江保育園

○山江村子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく会議。平成25年9月20日に条例施行。前年度に引き続き、会議を開催した。

- ・第10回会議（平成28年10月21日開催）
- ・第11回会議（平成29年2月27日開催）

(3) 病児・病後児保育事業（特別保育事業）

平成26年度より人吉市との共同事業で、病児・病後児保育事業を開始した。

（実施機関：増田クリニック）

補助申請は人吉市が行い、本村は人吉市へ負担金を納入する。

平成28年度利用実績：人吉市 延べ621名

山江村 延べ26名（実人数4名）

山江村負担額 324,000円

【事業費】（人吉市・山江村）（補助率：県2/3）

	基本分	加算分	合計（千円）
基準額	2,417	7,852	10,269

- ・均等割 10%
- ・対象児童数割 10%（就学前、小学1～3年生）
- ・利用児童数割 80%

(4) 障がい児保育事業

平成25年度より保育に欠ける障がい児の受け入れを行う保育所に対し、補助金を交付している。今年度は1保育所に補助を行った。

○対象保育所 ひまわり保育園

- 対象児童数 1名
- 補助額 876,000円

(5) 赤ちゃん祝金

1人当たり5万円を支給 支給件数21件 支給総額1,050,000円

1.1. 国民年金関係

国民年金制度は、昭和34年に発足して以来、50年余りの歳月を経た今日、山江村の第1号被保険者は457人(平成29年3月31日現在)を有する制度に発展し、村民の中に広く定着した。

昭和61年4月1日新国民年金法の施行に伴い、基礎年金制度が導入され、全国民が公平に費用を負担する仕組みとなった。国民年金保険料収納の問題は単に被保険者自身の問題にとどまらず、広く公的年金制度全体の運営にかかわることから、国民年金未加入者への加入促進、収納率の向上に努めている。

また、今までの年金制度は制度ごとに記録管理が行なわれていたため、年金加入者の生涯の加入記録をまとめて把握することが困難な状況であった。

このような問題を解決するため、平成8年4月からオンラインによる事務処理、また平成9年1月には各制度共通の基礎年金番号が導入され、記録管理の一括化が図られたことにより益々迅速で適切な行政サービスを行うことが可能になった。

○国民年金状況報告

本年度の年金納付率は52.3%で昨年度と比較すると、16.5%減少している。依然として納付率は低く、原因として若者や生活困窮者の未納付や免除等制度の認知不足が考えられる。

今後も各種制度の周知及び手続の促進に努める必要がある。

年度	被保険者数	未支給請求	年金免除	学生免除
平成27年度	493件	30件	169件	34件
平成28年度	457件	35件	84件	10件
増減	△36件	+5件	△85件	△24件

1.2. 避難行動要支援者関係

平成24年度に県の補助事業を活用し、災害時要援護者システムを導入した。山江村社会福祉協議会が行う地域見守りネットワーク事業等の情報をもとに、避難行動要支援者名簿及び個別計画を管理している。平成27年5月より避難行動要支援者の登録制度を導入し、同意をあらかじめ得ることにより、消防署や警察等関係機関へ要支援者の情報を事前提供できる体制を整備した。

【避難行動要支援者となる方】

平成29年3月末現在で、428名(うち、同意を得ている方35名)。在宅にいる方で次に該当する人。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者
- ② 介護保険認定者のうち、要介護度3以上の者
- ③ 身体障がい者・児のうち、身体障害者手帳1級又は2級の者
- ④ 知的障がい者・児のうち、療育手帳の障害程度がA判定の者
- ⑤ 精神障がい者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ⑥ 前各号に掲げる者のほか、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者

1.3. 男女共同参画関係

平成23年4月1日から「山江村男女共同参画基本条例」を施行した。この条例に基づき、村民一人ひとりがそれぞれの立場で、男女共同参画社会の構築に向けて、行政、村民、事業所等が協働して総合的・計画的に推進している。

1.4. 臨時福祉給付金関係

消費税増税に係わる経済的負担の軽減及びアベノミクスによる賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得者並びに高齢者等への経済的支援として国が実施する。

村においては、対象者へ通知及び申請書様式を送付し、期間を定め、うへで受付から支給をおこなった。

なお、平成28年度に以下の3種類の給付金事業を実施している。

(1) 年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の高齢者向け給付金）

- ・対象者：平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者であり、平成28年度中に65歳以上となる者
- ・金額：30,000円/人
- ・対象人数：530名（うち、支給人数：513名）

(2) 平成28年度臨時福祉給付金

- ・対象者：平成28年度分村民税均等割が非課税の者
※課税者の被扶養者及び生活保護受給者等を除く
- ・金額：3,000円/人
- ・対象人数：1,044名（うち、支給人数：863名）

(3) 年金生活者等支援臨時福祉給付金（障害・遺族基礎年金受給者向け給付金）

- ・対象者：平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、障害又は遺族基礎年金等を受給している者
- ・金額：30,000円/人
- ・対象人数：34名（うち、支給人数：29名）

平成28年度保健衛生係事務報告

1. 環境衛生

(1) 感染症等について

本村では、感染症等の発生は無かったものの、夏場には食中毒注意報が発令され、冬場にはノロウイルスに関して注意するよう呼びかけ、人吉保健所の指導と併せて予防のため防災行政無線、広報などで啓発に努めた。

また、村内小売店の食品衛生管理調査については、人吉保健所と合同で実施し、食中毒発生の防止に努めた。

(2) 環境美化、ごみ対策について

① 環境美化活動について

環境美化月間は6月1日から30日までの1ヶ月と定められている。熊本県では第1日曜日に一斉行動を起こすこととなっているため、山江村でも平成28年6月5日(日)に美しい村づくりの一環として、道路・河川・堤防沿いなど身近な場所の草刈り、空き缶等のゴミ拾いをお願いして、快適な地域環境保全の必要性を啓発した。

(道路・河川・堤防沿いの草刈作業に対して年間1区あたり燃料40%の助成。)

② 地球温暖化防止活動について

地球温暖化防止活動の一環として、平成24年7月1日から市内の16店舗(イスマ6店、ゆめマート2店、コープ学校生協、ふじき本店、オカモト、Aコープ5店、の計16店舗)がレジ袋有料化店舗としてスタートしたが、平成28年度末では12店舗がレジ袋有料化を実施している。

③ 家電リサイクル法に伴う不法投棄について

平成13年4月1日からの家電リサイクル法の施行に伴い、対象品目であるテレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫(冷凍庫を含む)の4品目がクリーンプラザへ持ち込むことができなくなっていることから不法投棄が増加傾向にあるため、環境美化監視員(区長代理兼務)と連携したパトロールの強化と併せて広報誌等での普及啓発に努めた。

○平成28年度 リサイクル料金(特定家庭用機器) ※国内大手製造業者

- ・ エアコン 1, 404円
- ・ 冷蔵庫 1700以下 3, 672円、1710以上 4, 644円
- ・ テレビ 15型以下 1, 836円、16型以上 2, 916円
- ・ 洗濯機 2, 484円

○ リサイクル料金の他、収集運搬料金が加算される。

○ 人吉・球磨地区家電リサイクルごみ取扱い指定業者

人吉市願成寺町1650番地 (株)高木栄商店のみ

④ 一般廃棄物及び資源ごみ分別(リサイクル)収集について

平成14年12月2日人吉球磨クリーンプラザの供用開始に伴い、資源ごみが

14品目と細分化されている。引き続きごみ出しルールを徹底するため、広報誌等でごみの分別・資源ごみ・有害ごみの出し方の普及啓発に努めた。

また、収集業務においては可燃物を「クリーンサービス・ナカタケ」（代表者 中竹幸利）、資源、不燃ごみは「山江村シルバー人材センター」（理事長 川村睦夫）と平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間の業務委託契約を行い、平成28年度山江村ごみ収集日程表により可燃・不燃・資源ごみ（14品目）の収集を実施した。

種別	委託業者	委託料（月額）
可燃ごみ	クリーンサービス・ナカタケ	155,000円
資源ごみ・不燃ごみ	山江村シルバー人材センター	95,000円

- ・ 一般廃棄物処理業許可業者
 - 有限会社 エガワ解体
 - 有限会社 はと衛生社
 - 人吉衛生設備管理 有限会社
 - 株式会社 高木栄商店
 - 肥後環境 株式会社
 - 株式会社 サンキョー
- ・ 不法投棄廃棄物運搬委託契約業者
 - 人吉衛生設備管理 有限会社
 - 株式会社 高木栄商店
 - 有限会社 はと衛生社

○可燃・不燃ごみの収集量

可燃ごみの収集量（単位：t）		
平成27年度	平成28年度	前年比
616.60	628.29	101.90%

不燃ごみの収集量（単位：t）		
平成27年度	平成28年度	前年比
42.03	39.83	94.77%

○資源ごみの収集量（委託収集＋直接搬入）

ごみ収集量（単位：t）											
新聞紙		雑誌		ダンボール		布		アルミ缶		スチール缶	
H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
29	26	18	17	7	7	7	6	4	3	2	1

ごみ収集量（単位：t）								合計	
透明ビン		茶色ビン		その他ビン		PETボトル		H27	H28
H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
5	5	8	8	1	1	6	7	87	81

⑤ 廃棄物の不法投棄防止について

家庭や事業所等から発生した廃棄物及び家電リサイクル法の施行に伴う家電4品目の不法投棄が増加したため、人吉・球磨管内において、人吉保健所・警察・広域行政組合との合同パトロールによる啓発活動を実施するとともに、山江村美しい村づくり条例に基づき環境美化監視員（区長代理兼務）、駐在所と連携した監視を強化し、不法投棄防止に努めた。

また、シルバー人材センターに月2回の不法投棄パトロール及び回収を業務委託し、環境美化に努めた。委託料年額250,000円

○環境美化監視員（区長代理兼務）名簿

氏名	担当区	任期
勝山 厚子	1	H27.07.01～H29.03.31
松本 章	2	〃
山崎 健	3	〃
藤本 勇夫	4	〃
横田 浩二	5	〃
岩崎 和夫	6	〃
別府 教吉	7	〃
山北 照雄	8	〃
西 康一	9	〃
久保山 初巳	10	〃
山口 信一	11	〃
蓑田 久人	12	〃
松本 幸大	13	〃
木口 恒夫	14	〃
松本 義嗣	15	〃
黒木不可止	16	〃

2. 狂犬病予防事業

平成13年12月20日から「熊本県動物管理条例」が改正され、「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」として公布された。

全ての人が命ある動物を虐待することのないようにするとともに、人と動物の共生に配慮しつつ、適正に取り扱うようにするという考え方が条例に盛り込まれているが、未だに捨て犬、放し飼い、散歩による糞の不始末による住民からの苦情が後を絶たない。

平成28年度登録数（H29.3.31現在）

前年度末	登録	転入	転出	死亡	台帳整理	登録総数	注射	注射率
328	15	2	0	34	7	304	287	94.4%

3. 健康増進事業

村民の健康の保持を図るため、疾病の予防、がん検診等の保健事業を総合的に実施している。平成20年度から医療制度改革に伴い、特定健康診査・特定保健指導が医療保険者に義務づけられた。

(1) 健康手帳の交付

健康状況を自ら記入することや、保健サービスを利用した時の情報を蓄積し健康情報を活用する。

- ・ 実交付者数 149人

(2) 健康教育

集団健康教育について、病態別（大腸・胃）、一般の健康教育を実施した。また熱中症予防や運動についての健康づくり教室を実施した。

- ・ 実施回数 27回 延べ参加人数 132人

(3) 健康相談

住民健診後に、結果説明会での健康相談や月2回の総合健康相談を実施した。また高齢者については毎月ほたる亭を会場に栄養士とともに血圧測定や健康相談・栄養講話などを行っている。

- ・ 実施回数 10回 延べ参加人数 60人

(4) 訪問指導

各検診要精密者及び要指導者を対象に、保健師や栄養士が家庭を訪問し、本人、家族に対して訪問指導を実施している。

- ・ 要指導者等（延） 263人（40歳～65歳未満）

※65歳以上の高齢者の訪問については、地域包括支援センターと連携して行っている。

(5) 住民健康診査事業

平成17年度から集団健診では1日で健診が終わる複合健診を導入している。平成20年度より特定健康診査・特定保健指導が始まり、国保部門や後期高齢と協力して実施した。

また平成22年度より新たに「がんドック」を始めがん検診の受診率向上を図り、平成23年度からは脳血管疾患・生活習慣病の予防を図るため、「脳ドック」を開始している。平成24年度からは自分の歯を保有し、食べる楽しみを享受して豊かな人生を送っていただけよう「歯周疾患検診」を開始した。

子宮がん・乳がん・大腸がんについては、受診率向上を図るため、それぞれ一定年齢を対象にしたがん検診推進事業（無料クーポン券事業）を行っている。

健診種別	対象者	受診者数
国保人間ドック	30歳～69歳（国保のみ）	198名

がんドック	40歳～69歳（国保以外）	66名
脳ドック	30歳～69歳	50名
歯周疾患検診	30・40・50・60・70歳	44名

平成28年度における各種健診（集団健診・国保人間ドック・がんドック）の受診者は下記のとおりである。

区分	対象者数	受診者数	受診率
肺がん検診※1	1,172人	698人	59.6%
胃がん検診※2	974人	334人	34.3%
大腸がん検診	1,204人	684人	56.8%
子宮がん検診	890人	393人	44.2%
乳がん検診※3	740人	357人	48.2%
腹部超音波検診	—	767人	—
骨粗しょう症検診	—	189人	—
リフレッシュ検診	—	58人	—
前立腺がん検診	—	209人	—

※1 肺がん検診は、胸部エックス線検査を受けた数のみ計上している。

※2 胃がん検診は、胃透視検査及び胃内視鏡検査を受けた数を計上している。

※3 乳がん検診は、マンモグラフィ検査を受けた数のみを計上している。

（6） 山江村健康推進員

平成25年度より山江村健康推進員（区長代理兼務）を設置し、推進員自ら及び地域住民の健康管理を図るとともに、知識の向上のため、平成28年度は会議及び研修会を2回実施した。

実施	内 容
第1回	健康推進員の役割・医療費と特定健診の現状・生活習慣病予防について
第2回	住民健診の現状・平成29年度住民健診申込書について・健康講座

<地域健康講座>

平成28年度 4区

4. 食生活改善及び食育事業

栄養・食生活の改善は生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底のほか、子どもや高齢者の健康、社会環境の整備の促進のために、関係部局や関係機関との連携をとって、各事業の中で実施している。また、食生活改善の啓発推進へむけて、食生活改善推進員の研修を実施している。

(1) **食生活改善推進員** (会員数34名) 村助成金 200,000円

研修会は1回実施している。食生活改善推進員の活動は幼児から高齢者まで、本村の様々な事業(母子保健事業、健康増進事業、介護予防事業、福祉事業)への協力や保育園、小、中学校、地域、団体からの協力依頼に応じ、食生活の改善、食育事業を幅広く実施している。

- ・研修会 1回 22人
- ・平成28年度食生活改善推進員地区組織活動実績

<方法別活動状況>

推進員数	集会		対話・訪問		総数	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
34人	55	933	11	405	66	1,338

<項目別活動状況>

区分	生活習慣病		母子の健康 貧血予防		高齢者の健康・ 食生活		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
回数 人数	9	350	6	250	48	568	3	170

(2) **生活習慣病予防(減塩活動)**

生活習慣病の原因となる食生活での塩分について、関心と理解を求め、減塩のための活動を実施している。

- ・地区巡回健康説明 参加人数 229人
- ・3か月児健診時 24人

(3) **食育活動**

広報掲載では旬の食材を使ったレシピを掲載し、乳幼児健診、子育てサロンにおいておやつを通して成長期の食の重要性を周知、母子手帳交付時には妊婦の食について指導している。

- ・広報誌掲載(旬のレシピ等) 12回
- ・乳幼児健診時おやつ 年16回 154人
- ・子育てサロン時 年3回 39組
- ・母子手帳交付時妊婦 27人

5. 予防接種事業

予防接種法による定期予防接種を個別接種で実施した。平成25年4月より子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、平成26年10月より水痘ワクチン、平成28年10月よりB型肝炎ワクチンが定期予防接種となり、乳幼児期に受ける予防接種が増加している。また、65歳以上を対象とした成人用肺炎球菌ワクチンが平成26年10月から定期予防接種となった。

(1) 定期接種

日本脳炎に関しては平成17年から積極的勧奨を控えていたが、新たなワクチンが開発され、予防接種が再開されている。子宮頸がん予防ワクチンについて、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に見られたことから、平成25年6月に積極的な接種勧奨の一時差し止めが決定され、現在も積極的な接種勧奨の差し止めが継続している。B類疾病であるインフルエンザ予防接種について、65歳以上の高齢者を対象に個人負担金1,500円、成人用肺炎球菌は個人負担2,700円で実施している。

A類疾病	三種混合 (DPT)				二種混合 (DT)	四種混合 (DPT-IPV)			
	第1期					第1期			
	初回接種			追加接種		初回接種			追加接種
第1回	第2回	第3回	第1回		第2回	第3回			
接種者数	0	0	0	0	39	25	24	33	37

A類疾病	不活化ポリオ (単抗原IPV)				日本脳炎			
	第1期				第2期			
	初回接種			追加接種	初回接種		追加接種	
第1回	第2回	第3回	第1回		第2回			
接種者数	0	1	1	1	38	35	32	23

A類疾病	ヒブワクチン				小児用肺炎球菌ワクチン				子宮頸がん予防ワクチン		
	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回	第2回	第3回	第4回	第1回	第2回	第3回
接種者数	25	24	23	28	25	24	26	29	0	0	0

A類疾病	麻しん・風しん (混合)		BCG	水痘ワクチン	
	第1期	第2期		第1回	第2回
接種者数	37		38	28	24

A類疾病	B型肝炎ワクチン		
	第1回	第2回	第3回
接種者数	19	15	1

B類疾病	インフルエンザ	成人用肺炎球菌
	65歳以上	65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳
接種者数	764	135

(2) 任意接種

生後6か月から中学3年生までを対象に任意インフルエンザ予防接種費用の助成を実施している。(個人負担金1,000円)

また風しんが全国的に流行したことをきっかけに、風しんから妊婦を守り、先天性風しん症候群の発生を防止することを目的に風しん予防接種に対し費用の全額を助成している。

	接種者数
インフルエンザ予防接種費助成（6か月～中学3年生）	138（延）
風しん予防接種費助成	3

6. 母子保健事業

3か月児健診及び7か月児育児学級は山江村・相良村合同で実施し、1歳6か月児健診・3歳児健診事業は山江村・錦町・相良村の保健師の相互派遣を行った。健診に伴う医療機関の医師として乳児健診を人吉医療センター小児科に、1歳6か月児健診・3歳児健診の内科を人吉市医師会所属の小児科医、歯科健診を熊埜御堂歯科医院、妊婦健診を熊本県医師会所属の産婦人科医に依頼し実施している。乳児訪問について、保健師や子育て支援相談員による全戸家庭訪問を実施した。

平成25年4月より子育て支援相談員（保育士）を配置し、妊娠期から子育て中の保護者に対し、育児のさまざまな相談や支援を開始した。具体的には乳児家庭訪問や子育てサロンの実施、保育園と連携して保育園等を訪問し困り感のある子どもへの支援を実施した。子育てサロンは週1回実施し、季節に応じた活動やベビーマッサージ、絵本の読み聞かせなどを実施した。

(1) 妊娠の届出（母子健康手帳交付数） 27人

(2) 母子健康診査

		一般健康診査							
		妊婦		乳児 (3か月)		幼児			
実施数		受診 実人員	受診 延人員	対 象 人 員	受 診 延 人 員	1歳6か月児 健康診査		3歳児 健康診査	
						対 象 人 員	受 診 実 人 員	対 象 人 員	受 診 実 人 員
				42	342	24	24	39	37
(再掲) 医療機関等へ 委託		42	342						

(3) 母子保健指導

妊婦		産婦		乳児		幼児		電話相談 延人員
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
27	27	24	24	50	50	154	159	29

(4) 母子訪問指導

実施数	妊婦		産婦		未熟児		乳児(新生児・ 未熟児を除く。)		幼児		その他	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
	0	0	26	26	0	0	26	29	73	116	1	7

(5) 衛生教育

	母 子		歯科	計
	思春期・未婚女性学級	育児学級		
回数	1	12	8	21
延人員	69	26	70	165

(6) 特定不妊治療費助成

・助成件数 1件 助成額 450,000円

(7) 子育てサロン

・実施回数 37回 参加者数 242組の親子(延)

7. 歯科保健業

山江村の幼児はむし歯が多い現状であり、1歳6か月、2歳、3歳、5歳児歯科検診とフッ化物塗布を行っている。また、むし歯予防対策の一環として、これまで保育園でのみ実施していたフッ化物洗口を、平成26年度より村内小中学校で開始した。(フッ化物洗口を希望する幼児、児童生徒に対し実施。)

(1) フッ化物塗布

・実施回数 16回 フッ化物塗布実施数 150名(延)

(2) フッ化物洗口

施設名	対象者数	備考
章鹿倉保育園	29	年中、年長児
山江保育園	22	年中、年長児
山田小学校	219	1～6年生
万江小学校	40	1～6年生
山江中学校	117	1～3年生

8. すこやか子ども医療費助成事業

平成21年4月1日より子どもの疾病の早期発見を促進し、健康の保持及び子育て支援を図るため「すこやか子ども医療費助成事業」を開始した。

平成23年度から対象者を満15歳以後の最初の3月31日までにいる子ども(中学生まで)に、平成28年度からは対象者を満18歳以後の最初の3月31日までにいる子ども(高校生まで)に対象年齢を引き上げた。

※助成方法：現物給付：窓口支払いがない。

償還払：窓口で立替後申請(加入保険に付加給付がある場合。)

- ・対象者数(0歳～18歳) 637人(平成29年3月末)
- ・助成述べ件数 10,814件
- ・助成総額 20,375,539円

○平成28年度すこやか子ども医療費助成状況○

		現物給付		償還払	
		対象者数(人)	助成額(円)	対象者数(人)	助成額(円)
就学前	3歳未満	2,286	3,839,080	601	1,517,739
	3歳以上	2,141	2,819,710	281	555,014
小学生		3,102	5,721,170	571	1,891,573
中学生		912	1,688,670	188	474,252
高校生		639	1,359,980	93	508,351
合計		9,080	15,428,610	1,734	4,946,929

※年齢は平成28年4月1日時点

※対象者数は延べ人数。

9. 献血事業

- ・献血者(年2回実施)(4月) 400mL 43人(受付45人)
(11月) 400mL 33人(受付36人)

※採血量実績30,400mL

※(平成27年度採血量実績32,800mL)

※平成19年度11月より、400mLの採血のみ

◎輸血者の輸血副作用の発生リスクを半減できるため、400mLの採血となった。

10. 合併処理浄化槽設置整備事業

この事業は生活排水による公共水域の汚濁を防止する為、国・県それぞれ1/3の補助を受け実施しているが、山江村においては農業集落排水計画区域外の設置希望者に対して小型合併浄化槽補助金を交付している。

○補助金額(村補助金)

- ・5人槽補助金額 500千円
- ・7人槽補助金額 600千円

○5人槽、7人槽補助基本額

- ・5人槽(補助基本額) 332千円

【(国110千円(1/3)・県110千円(1/3))】

- ・7人槽(補助基本額) 414千円

【(国138千円(1/3)・県138千円(1/3))】

○平成28年度整備基数：実績なし

○補助要綱(住居の種別)・・・専用住宅、倉庫、事務所など

国庫補助金・・・制限無し

県補助金・・・専用住宅のみ

村補助金・・・制限無し

○昭和59年に設置した向鶴地区浄化槽施設が、老朽化により送風機・基盤等が故

障し、生活排水処理に支障をきたしていたので、送風機等の修繕を行うため補助金を交付した。

対象世帯数： 10世帯

補助金額： 846,000円

1 1. 集落水道整備事業

(1) 内畑水道施設が、老朽化により故障し、生活用水の確保に支障をきたしていたので、水道ポンプの修繕をおこなうため補助金を交付した。

対象世帯数： 5世帯

補助金額： 190,000円

(2) 平成11年度に整備をした椎谷地区水道施設が、老朽化によりポンプが故障し、生活用水の確保に支障をきたしていたので、水道ポンプの修繕を行うため補助金を交付した。

対象世帯数： 4世帯

補助金額： 336,000円

1 2. 鍼灸施療費支給事業

鍼灸施療により住民の健康の保持を図るため、住民の申請により鍼灸施療券を発行した。村が指定する人吉球磨郡鍼灸師 1枚当たり500円の補助

・ 発行枚数1,548枚 ・ 支給総額252,500円

1 3. 老人保健医療事業

老人保健医療は、平成20年4月より後期高齢者医療へ移行したため、平成20年3月診療分および月遅れ請求のあった医療費を支出している。

なお、医療機関からの請求は平成22年3月までであるため、平成22年度で特別会計の廃止を行い、平成23年度より一般会計に計上されている。

1 4. 国民健康保険事業

国民健康保険制度は、医療保険制度の中核である地域医療保険として国民皆保険を支える基盤的役割を担い、健康の保持・増進に大きな役割を果たしている。

近年は失業などの理由から国保加入者が多く見られるが、75歳以上被保険者が後期高齢者医療への加入となることから全体として国保被保険者数は減少傾向にある。

○ 平成29年3月末現在 国保世帯数 530世帯
被保険者数 一般 869人
退職 21人
計 890人

○ 異動届書件数（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

・取得件数		・喪失件数	
転入	23件	転出	26件
社保離脱	110件	社保加入	137件
生保廃止	1件	生保開始	2件
出生	3件	死亡	5件
後期離脱	0件	後期加入	29件
その他	0件	その他	0件
計	137件	計	199件

（一般＋退職）

年度	平均世帯数	平均被保険者数	一人当りの調定額	一人当りの医療費
28	544世帯	926人	119,363円	436,154円

※一人当りの調定額は、5. 国民健康保険税【収納状況】の調定額の現年分合計を平均被保険者数で割ったもの

※一人当りの医療費は、国保連統計資料より

1. 保険給付状況

(1) 保険給付費 【一般＋退職】

区分	件数	費用額（円）	保険者（村）負担額
入院	296	147,766,950	106,143,815
（再掲）食事療養費	291	9,455,090	6,415,500
入院外	9,063	150,864,960	108,581,380
歯科	1,506	21,385,110	15,505,396
調剤	7,537	80,507,620	58,810,482
訪問看護	45	2,633,630	1,843,541
療養費	325	2,207,787	1,535,159
合計	18,772	405,366,057	292,419,773 （一般 283,851,602） （退職 8,568,171）

(2) 高額療養費【一般＋退職】

683件・・・49,060,578円

(3) 任意給付状況

出産育児一時金	5件	2,100,000円
※ 一件あたり		420,000円
葬祭費	5件	150,000円
※ 一件あたり		30,000円

2. 保健事業

(1) 特定健診受診率 行政区別 (※法定報告前)

行政区	対象者			受診者			受診率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1区	27	22	49	16	11	27	59.26%	50.00%	55.10%
第2区	30	31	61	26	23	49	86.67%	74.19%	80.33%
第3区	16	22	38	13	18	31	81.25%	81.82%	81.58%
第4区	27	25	52	15	16	31	55.56%	64.00%	59.62%
第5区	19	20	39	14	13	27	73.68%	65.00%	69.23%
第6区	20	23	43	15	15	30	75.00%	65.22%	69.77%
第7区	24	18	42	17	16	33	70.83%	88.89%	78.57%
第8区	23	26	49	17	18	35	73.91%	69.23%	71.43%
第9区	26	28	54	14	17	31	53.85%	60.71%	57.41%
第10区	19	21	40	13	15	28	68.42%	71.43%	70.00%
第11区	28	19	47	17	17	34	60.71%	89.47%	72.34%
第12区	11	7	18	8	4	12	72.73%	57.14%	66.67%
第13区	16	12	28	13	8	21	81.25%	66.67%	75.00%
第14区	25	22	47	18	16	34	72.00%	72.73%	72.34%
第15区	22	16	38	14	14	28	63.64%	87.50%	73.68%
第16区	6	6	12	3	4	7	50.00%	66.67%	58.33%
合計	339	318	657	233	225	458	68.73%	70.75%	69.71%

(2) 特定保健指導

動機付け支援初回実施 24名

積極的支援初回実施 21名

保健事業の一環として、年6回の医療費通知と年間分医療費の通知を実施した。

3. 国民健康保険運営協議会

(会議開催状況)

○第1回 平成28年5月20日

- ・運営状況について
- ・国民健康保険税について

○第2回 平成28年12月21日

- ・運営状況について
- ・特定健診・特定保健指導について
- ・運営責任等の都道府県移行について

○第3回 平成29年3月22日

- ・運営状況について
- ・平成29年度国民健康保険予算について
- ・平成29年度国民健康保険事業計画について
- ・国民健康保険税について
- ・都道府県移行について

(運営協議会委員)

職名	氏名	就任年月日	満了年月日	備考
会長	日熊 正守	平成28年3月22日	平成30年3月21日	商工会会長
会長代理	川内美智代	平成28年3月22日	平成30年3月21日	農業自営
委員	東 明美	平成28年3月22日	平成30年3月21日	農業自営
委員	蓑田 和広	平成28年3月22日	平成30年3月21日	JA 青壮年部
委員	岩崎 英俊	平成28年3月22日	平成30年3月21日	球磨病院
委員	村田 圭介	平成28年3月22日	平成30年3月21日	調剤薬局

4. 一般会計繰入金

- ・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）

19,906,200円（国：支援分の1/2、県：軽減分の3/4・支援分の1/4）

- ・保険基盤安定繰入金（保険者支援分） 10,137,938円

- ・出産育児一時金繰入金 1,120,000円（42万円／人×2／3）

- ・財政安定化支援事業繰入金（高齢者の割合等による医療費増加分を補てん）

9,160,030円

- ・事務費繰入金 585,000円

- ・その他繰入金 20,000,000円

合計 60,909,168円

5. 国民健康保険税【収納状況】※一般被保険者分

区分	調定額 (円)	収納額 (円)	不能欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 (%)
現年度分 (内医療分) (内後期分) (内介護分)	81,813,900 (59,728,900) (13,517,700) (8,567,300)	77,820,872 (56,882,594) (12,887,063) (8,051,215)	0	3,993,028	95.12
過年度分 (内医療分) (内後期分) (内介護分)	28,716,643 (20,543,750) (4,518,801) (3,654,092)	3,809,832 (2,721,062) (563,819) (524,951)	3,276,438	21,630,373	13.27
計	110,530,543	81,630,704	3,276,438	25,566,901	73.85

15. 後期高齢者医療事業

平成20年4月より、75歳以上の高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が施行されている。運営は都道府県ごとに設置された広域連合が行い、市町村は窓口業務（申請受付や保険証交付など）、保険料徴収を主な事務とする。

後期高齢者医療制度における医療給付は、窓口での患者負担を除き、※公費（約5割）、後期高齢者支援金（若年者の保険料約4割）、被保険者の保険料（約1割）によって広域連合が行っている。

※国：県：市町村＝4：1：1

○平成28・29年度の保険料率

- ・均等割額 47,900円
- ・所得割額 (総所得金額－33万円) × 9.26%
- ・保険料限度額 57万円

公的年金等の収入のみで、年金額が153万円以下の場合は、所得割額はかからない。

○一般会計繰入金

- ・事務費繰入金 86,000円
 - ・保健基盤安定繰入金（保険料軽減分・医療給付費の補てん）
15,722,769円（県3／4）
- 合計 15,808,769円

○被保険者数 638人（平成29年3月末現在）

○後期高齢者医療保険料収納実績 14,972,600円（現年度＋過年度）

区 分	件 数	費用額
入院	775 件	359,082,450 円
入院外	10,058 件	117,130,730 円
歯科（入院・外来）	1,034 件	17,662,000 円
調剤	8,723 件	126,104,470 円
食事療養費（医科・歯科）	759 件	30,656,471 円
訪問看護療養費	16 件	715,980 円
療養費（柔道整復等）	461 件	3,563,787 円
合 計	21,826 件	654,915,888 円

平成28年度後期高齢医療保険料収納状況

(単位：円・%)

調定額		収納額	不能欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
現年度分	15,011,300	14,972,600	0	0	99.7	0
特徴	11,686,500	11,686,500	0	0	100	0
普徴	3,324,800	3,286,100	0	38,700	98.8	3
滞納繰越分	0	0	0	0	100	0

平成28年度地域包括支援センター事務報告

地域包括支援センターは、介護保険法で定められた、地域における高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防の総合的なケアマネジメントを担う中核機関として位置付けられ、平成18年4月に設置された。

平成28年度の人員配置は、管理栄養士1名、主任介護支援専門員1名、看護師1名、認知症地域支援推進員1名、事務1名。

地域包括支援センターの業務は包括的支援事業と介護予防支援事業であるが、包括的支援事業では ①介護予防ケアマネジメント業務 ②総合相談支援・権利擁護業務 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を、介護予防支援事業では指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施している。

1. 包括的支援事業

①包括的支援事業

・介護予防ケアマネジメント業務

介護保険計画におけるニーズ調査等により選定した対象者（主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者）が、要介護状態になることを予防するための事業で、二次予防事業対象者についての介護予防ケアプランを必要に応じて作成し、援助を行う業務である。

「元気が出る学校」はくまもと健康支援研究所に委託し、山江温泉ほたるにて4か月の期限を切って実施した。

「元気が出る大学」は「元気が出る学校」卒業生の受け皿として健康の駅で実施した。

「山江村自立支援通所型介護予防事業」は入浴の介助があれば介護保険を申請しなくても自立した生活が送れる二次予防事業対象者を対象に、黎明館、山江老人保健施設に委託し実施した。（個人負担金800円）

事業名	参加実人数（人）	実施回数（回）
元気が出る学校	21	44
元気が出る大学	16	44
山江村自立支援通所型介護予防事業	16	354

②総合相談支援・権利擁護業務

地域の高齢者が住み慣れた地域の中で安心して暮らしていけるように、高齢者の実態把握や高齢者の様々な相談に応じている。

平成27年4月1日からは人吉球磨成年後見センターが設立された。

（平成28年度実績） 相談件数 61件

③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

主治医やケアマネジャーなど多職種とのつながりや地域の関係機関と連携することにより、高齢者への一体的で継続できるような体制作りと後方支援を行った。

具体的には、地域のケアマネジャーに対しての相談窓口となり助言を行ったり、医療機関等との情報交換を行っている。

2. 指定介護予防事業

介護保険における要支援の認定を受けた者に対して、主任介護支援専門員が予防給付ケアプランを作成した。

平成28年度実績：32件

3. その他

①二次予防対象者事業

介護保険計画におけるニーズ調査や、関係機関からの情報収集により家庭訪問等を実施し対象者を選定する。対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行う事業である。

平成28年度実績：32件

②介護予防に関する普及啓発を行う事業

65歳以上の高齢者を対象とした地域支援事業（介護予防事業）について、食を通じてひきこもりや活動の低下による介護状態の予防を目的とした「にこにこ食のつどい」や、転倒骨折予防・運動機能低下の予防を目的とした「骨こつ健康クラブ」を実施した。

認知症サポーター養成講座を小学生・中学生・一般住民を対象に実施した。

また、出前福祉相談の実施、各公民館での介護予防拠点事業への支援をしている。その他、高齢者を対象とした地区訪問や閉じこもり、認知症、うつ症状などの恐れのある特定高齢者や虚弱高齢者を対象に、看護師などの訪問指導を行った。

(予防事業)

事業名	参加実人数 (人)		実施回数 (回)
にこにこ食のつどい	29		18
おでかけにこにこ食のつどい	9		1
骨こつ健康クラブ	18		44
認知症サポーター養成講座	小学生	56	2
	中学生	37	1
	一般	33	1
出前福祉相談	12区	15	11
	13区	7	11
	14区	13	12
	15区	13	4
	16区	10	12